

【平成29年第3回定例会 総務委員会委員長報告資料】

平成29年10月6日 総務委員長 原 典之

- 「議案第86号 川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第87号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

- * 本議案において、固定資産税等の課税標準の特例割合を適用することで減税の対象となる施設として、企業主導型保育事業の保育施設が含まれているが、企業主導型保育事業については、市の認可を受けず届出のみで保育施設の設置が可能であり、保育士の配置基準等が認可保育所の設置基準よりも大幅に緩和されているため、保育の質を担保することができないと考える。待機児童解消は認可保育所を中心に進めるべきであり、企業主導型保育事業に対して減税をしてまで進めるべきではないと考えることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第96号 川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

- 「議案第100号 平成29年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

- * 本議案に含まれる債務負担行為補正の内容について

債務負担行為補正については、かわさき北部斎苑において当初予定していた平成29年度末までの工事期間が、入札不調により平成31年度までに変更となったことに伴い、葬祭場の指定管理期間を延長するため、指定管理に係る債務負担行為の期間及び限度額の変更を行うものである。

- * 入札不調の理由について

入札不調の理由については、資材高騰等の影響によるものとなっている。

《意見》

- * 入札不調は工期等の遅れなどにより市民サービスの低下にもつながることから、不調となる原因については庁内でしっかりと検証し、必要な検討を行ってほしい。また、債務負担行為の補正についても安易に行われることがないように、検討を加えてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第37号 所得税法第56条廃止の意見書を国にあげることにに関する請願」

《請願の要旨》

所得税法第56条が早急に廃止されるよう、国に意見書の提出を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

我が国の所得税は、納税者自らが、税法に従って所得金額と税額を正しく計算して申告する申告納税制度を採用している。所得税法第56条は、居住者と生計を一にする配偶者、その他の親族が、居住者の経営する事業から対価の支払いを受けている場合、これを事業所得等の金額の必要経費に算入しないとしており、この対価は支払いを行った居住者の所得に含めることと規定している。

この規定が置かれた理由について、国会における政府答弁では、昭和24年のシャープ勧告において、所得税の課税単位を個人単位とすることと併せて、家族従業員を雇用することによる所得分配を抑制する措置を導入すべきという指摘があったことを受け、この制度を昭和25年の税制改正において導入したとされている。

第56条の例外規定については第57条に定められており、第1項で一定の帳簿等を備え、記帳を行うことで事業と家計との分離を明確にすることができることを条件としている青色申告者に限り、その事業者の事業に専従する家族に支払った給与を必要経費に算入することが認められている。

また、第3項には、青色申告者ではない、いわゆる白色申告者の場合は、その生計を一にする配偶者、その他の親族で、白色申告者の経営する事業に専ら従事する者がある場合に、その事業専従者が配偶者の場合は86万円、配偶者以外の場合は50万円を限度として、その白色申告者の所得の計算上必要経費とみなすことと規定されている。これは、労働日数等一定の外形的な基準の下に専従者を認定し、概算的に一定金額を必要経費とみなすこととするものであり、青色申告とは異なり、事業専従者に支払う給与の金額の実額を必要経費として認めるものではない。

平成26年から全ての個人事業者に記帳義務が課せられたが、白色申告の記帳水準は簡易なものであり、青色申告については納税者の正確な記帳慣行の醸成を奨励する観点から、事業専従者給与の必要経費への算入が認められている。

また、女子差別撤廃条約の実施に関する進捗状況を検討するために設置された国連女子差別撤廃委員会の機能の中に、締約国から得た情報等に基づく勧告があり、同委員会は日本政府に対して、所得税法が自営業者や農業者の配偶者や家族に対する報酬を事業経費として認めていないため、女性の経済的独立を妨げる影響があることを懸念するとの見解及び家族経営における女性の労働を評価し、女性の経済的エンパワーメントを促すため、所得税法の見直しを検討することを要請するとの見解が示された。なお、この国連女子差別撤廃委員会の見解に対して、政府は、所得税法第56条は性別を問わず適用されるものであり、女性の経済的な自立を損なうものではないとした上で、引き続き丁寧に検討していきたいと国会において答弁しているところである。

《主な質疑・答弁等》

* 家族従業員の労働の対価が認められないことで生じる不利益及び差別的な扱いの事例について

制度による不利益又は差別的な取扱いについて、市として把握しているものは特にない。

*** 戦後の税制改正時に所得税法に第56条が残った理由について**

当時の解説書等では、個人事業が家族全体の協力の下で成り立つものが多く、それについて個々の対価を支払うという慣行があると言えないため、家計と事業から生じる所得を切り離して考えること自体に無理があり、個人財産の使用に対する対価を一般に必要経費に認めるとすると、家族間の取決めによる恣意的な所得分割を許すこととなり、税負担の不公平をもたらす結果になること、さらに、その対価の金額も恣意的に決められることが多く、客観的に合理的な対価の額を算出することが実務上困難であることなどを根拠として設けられた規定であると説明されている。

*** 平成26年の記帳義務化に係る政府の検討内容について**

平成23年度の税制改正において、所得が300万円以下の白色申告者についても新たに記帳義務を課するという改正が行われ、平成26年1月から施行されている。この税制改正大綱の中には、白色申告者に記帳が義務化されることに伴い、検討事項が3点付記されており、必要経費を概算で控除する租税特別措置をどのように考えるか。正しい記帳を行わない者の必要経費についてどのように考えるか。白色申告者の記帳水準が向上した場合における現行の専従者控除について、その専従の実態等を勘案し、どのような見直しが可能かというような内容について検討を行うとされている。

*** 第4次男女共同参画基本計画における検討内容について**

平成27年12月に閣議決定された、第4次男女共同参画基本計画の施策の基本的方向、具体的な取組における、自営業者等の就業環境の整備という項目の中で、商工業等の自営業における家族従業員の実態を踏まえ、女性が家族従業員として果たす役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度の在り方を検討するという見解が示されている。

*** 青色申告及び白色申告の原則、例外の扱いについて**

所得税法第56条では、居住者が経営する事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費については、計算上、事業所得等に算入しないとすることを定めている。第57条第1項には青色事業専従者に関して、給与の支払いを受けた場合には、前条の規定にかかわらず、その給与の金額でその労務の対価として相当であると認められるものは、その所得金額を計算上、必要経費として算入するという規定があり、第57条が第56条の例外規定として定められている。

*** 市内における青色申告、白色申告の申告者数について**

平成29年度の市民税、県民税の当初課税においては、青色申告者数は約6万9,000人、白色申告者数は約2万5,000人で、約7割が青色申告を選択している。

*** 約3割の申告者が白色申告を選択している理由について**

青色申告と白色申告のどちらを選択するかは、個々の納税者の事情によるが、青色申告と比較すると白色申告の方が簡易な記帳制度となっていることから、

納税者の中には、進んで簡易な記帳の方法である白色申告を選択される方もいると考える。

*** 「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」にのっとり小規模事業者の税負担の在り方について**

条例では、積極的に中小企業の活性化に関する施策を推進することが市の責務と定められており、税制面においても、中小企業に対しては法人税率の軽減や固定資産税の軽減など様々な措置があり、税制上も一定の考慮はされていると考える。このような税制度の中で適切に申告をしていただき、公平性が確保される制度が非常に重要であると考えます。

*** 青色申告と白色申告で課税の取扱いに差異があることに対する市の見解について**

適正な所得課税の観点からも、青色、白色の区別をすることなく、記帳水準の差を埋めていき、適正な申告をしていただくことが理想と考える。国に対しては小規模事業者の負担も考慮しながら、記帳水準を向上させていく各種の取組を期待していきたい。

《取り扱い》

- ・ 公正な税制制度は必要であり、様々な基盤を整えた上で、青色、白色にかかわらず一本化した形で行っていくべきである。しかしながら、税制度の在り方については、この請願の趣旨のとおり所得税法第56条を廃止することが望ましいとは考えていない。したがって国に意見書を提出する必要はないと考えるため、本請願は不採択とすべきである。
- ・ 労働の対価として給与を受け取るのは当然のことであり、家族従業員の労働の対価が認められないというのは問題である。所得税法第56条の問題は国連からも勧告がされ、政府も税制の見直しの検討を始めたことから、現状に合っていない差別的な制度については、廃止されるよう市議会として意見書を提出する必要があると考えるため、本請願は採択すべきである。

《審査結果》

賛成少数不採択